

令和6年度・令和7年度

岡山県土地改良事業団体連合会
測量及び建設コンサルタント業務等
入札参加資格審査申請の手引

| | |
|--------|---------------------------------|
| 有効期間 | 令和6年6月1日～令和8年5月31日 |
| 対象決算期間 | 令和4年10月1日～令和5年9月30日 |
| 受付審査場所 | 岡山県土地改良会館 |
| 提出期間 | 令和6年2月1日～令和6年3月31日 (土日祝日を除く) |
| 受付審査時間 | 9:00から12:00 13:00から16:00 |

令和6年1月

岡山県土地改良事業団体連合会

《目 次》

| | | |
|--------|-------|---|
| ○ はじめに | | 1 |
| 1 対象業務 | | 2 |
| 2 資格要件 | | 2 |

《はじめに》

令和6年度・令和7年度に岡山県土地改良事業団体連合会が発注する測量及び建設コンサルタント業務等の委託契約に係る入札に参加を希望する方は、この手引に従い、入札参加資格審査を申請してください。

審査は現地審査といたしますので、郵送による申請は認められません。受付は、令和6年2月1日から令和6年3月31日までの間で行います。

申請受付は岡山県土地改良会館3階で行いますので、書類不備が発生しないよう、この手引きをよくお読みの上、御準備ください。

書類に不備がある等の理由で受理されなかった場合は、上記受付期間中に再度提出し、受理される必要があります。

申請が受理され、その後の審査により入札参加資格が認められると、令和6年6月1日から令和8年5月31日まで有効な当会の入札参加資格者名簿に登載されることとなります。

1 対象業務

申請の対象となる業務は次の6業務です。

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務
- (6) その他業務

2 資格要件

申請に当たっては、次の(1)～(3)の要件全てを満たすことが必要です。

(1) 法令等に基づく登録

1) 測量業務

- ・当会と契約を締結する営業所が、測量法に基づく登録を受けていることが必要です。
- ・専門部門（地図の調整及び航空測量）は、測量一般の申請を行う場合に任意に申請できます。

2) 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務

○契約を締結する営業所が岡山県外にある場合

- ・当会と契約を締結する営業所が申請する各部門に関して、建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(S52.4.15 建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(S59.9.21 建設省告示第1341号)に基づく登録を受けていることが必要です。

○契約を締結する営業所が岡山県内にある場合

- ・当会と契約を締結する営業所が申請を行う各部門に関して、前記建設省告示に基づく登録を受けていなくても申請することができます。

※建設コンサルタント登録がなく岡山県内に主たる営業所(本社)を設置する県内業者が、河川部門又は道路部門を希望される場合、それぞれについて様式9-1及び9-2(技術職員調書)の添付が必要です。

3) 建築関係建設コンサルタント業務

- ・建築一般については、当会と契約を締結する営業所が、建築士法に基づく建築士事務所の登録を受けていることが必要です。
- ・専門部門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、調査）については、県内・県外業者、建築士法に基づく登録の有無に関わらず申請することができます。

4) その他業務

- ・上記の業務以外で申請を希望する建設工事に関連するコンサルタント業務があれば、業務名を具体的に記載することによって申請できます。

(2) 県税等の滞納のないこと

県税※1、消費税及び地方消費税、市町村税※2を完納していること。

※1 岡山県内に事業所等がなく県税の納付義務がない場合、【様式8】(申立書)により滞納がないことの証明に代えることができます。

※2 市町村税については、契約を締結する営業所が岡山県内にある場合にのみ、当該営業所が所在している県内市町村の完納証明書が必要です。

(3) 申請の日の前年9月30日までに決算を行っていること

【受付】

・令和4年10月1日～令和5年9月30日の間に決算を行っていること。

※新たに会社を設立した場合など、令和5年10月1日以降に最初の決算を行った者については申請できません。

【留意事項】

・契約を締結する営業所は、1社1営業所に限ります。

・申請受付後に「岡山県土地改良事業団体連合と契約を締結する営業所」を変更する場合は、変更届による手続きを行ってください。

※この場合、変更後の営業所が申請業務について資格要件を満たしていることが必要です。

※営業所ごとの登録状況には、特に御注意ください。要件を欠く場合には、当該業務について入札参加資格を失います。

なお、当会は公印省略を行っていないため、各種様式への申請者の押印は従来通り必要となりますので、ご注意ください。

また、各提出書類作成要領については、岡山県土木部監理課作成「令和6年度・令和7年度岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請の手引き」により作成してください。